



国 営 整 第 9 号
国 住 備 第 2 8 号
平成 24 年 4 月 20 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

国土交通省

大臣官房官庁営繕部整備課長



住宅局住宅総合整備課



建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止等について

標記につきましては、従来から特段の配慮をお願いしてきたところですが、今般、国土交通省が発注する営繕工事については別添1のとおり、また、公共住宅の建設工事については別添2のとおり通知文を発出し、足場からの墜落事故をはじめとする建設事故防止を図ることとしましたので、参考に送付いたします。

貴団体におかれましては、営繕工事及び公共住宅建設工事における足場からの墜落事故防止等に努めていただくとともに、これらの取り組みを参考として、建設工事全般にわたって、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部整備課 二宮 03-5253-8111 内線 23-463

住宅局住宅総合整備課 吳 " 内線 39-343



別添1

国 営 整 第 6 号
国 営 設 第 9 号
平成24年4月20日

北海道開発局 営繕部長
各地方整備局 営繕部長
沖縄総合事務局 開発建設部長

] あて

大臣官房官庁営繕部
整備課長
設備・環境課長

平成24年度における営繕工事事故防止重点対策の実施について

営繕工事における事故防止については、従前より公共建築工事標準仕様書の施工中の安全確保等の規定に基づき対応を行ってきたところである。

近年、労働災害は減少傾向にあるものの、依然として多くの死亡者が出ており、建築工事における死亡事故については、約6割が墜落によるものである。このため、営繕工事においても足場等からの墜落事故防止対策等を重点的に実施してきたところである。

今般、営繕工事において下記のとおり、平成24年度における事故防止重点対策を実施することとしたので適切に措置されたい。なお、別添のとおり直轄土木工事を対象に「平成24年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」(平成24年3月30日付け国官技第369号)が通知されており、参考とされたい。

記

1. 足場からの墜落事故等防止対策

(1) 工事で設置する足場は、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成24年2月）（以下、「要綱」という。）」及び、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置するものとし、適切に費用を計上するものとする。

(2) 工事現場に設置された足場に対しては、ガイドラインの「第6 留意すべき事項」に示される次の事項について、確実に履行されるよう受注者に働きかける。

- 1) 足場の構造
- 2) 足場の組立て作業
- 3) 足場の点検等
- 4) 足場を使用する作業等

(3) 足場等の点検強化に関する措置として、足場の組立て、解体又は変更時の点検は、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を活用し、当該足場等の組立て作業を担当した者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行うよう受注者に働きかけるとともに、必要に応じ、その点検結果の確認等を行う。

2. 屋根工事等に係る安全対策

屋根面等からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護さく等のJIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）による足場及び装備機材の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。

3. 営繕工事における発生事故等を踏まえた安全対策

安全協議会等、工事現場で受注者が行う工事事故防止の取組の中で、今までに営繕工事で発生した事故を踏まえ、特に次に示す事項に係る作業手順の遵守等、工事の安全確保のための指導を現場作業員に徹底するよう働きかける。

- 1) 足場等の作業開始前点検の実施及び高所作業時の安全帯等の使用
- 2) 火気使用作業時に必要な消火器等の準備及び適切な人員の配置
- 3) 暴風雨等の災害、事故発生時の現場内での連絡体制の構築並びに監督職員及び消防等を含む関係連絡先への速やかな通報
- 4) 工事機材等を含む仮設資・機材の作業開始前点検及び適切な使用方法の遵守

4. 工事事故防止に係る広報活動の推進

工事現場で受注者が行う工事事故防止の取組（事故ゼロ宣言等）について、看板等の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかける。

5. 安全活動の評価

受注者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の一つとする。（各種チェックリストの活用や看板設置等）

（問い合わせ先）

大臣官房官庁営繕部整備課 二宮、轟
TEL 03-5253-8111 内線23-463、23-465

参考

国官技第369号
平成24年3月30日

各地方整備局企画部長あて
北海道開発局事業振興部長あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

平成24年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

建設工事の事故防止にあたって、国土交通省においては近年の事故の状況等を勘案し、年度ごとに重点対策を実施してきたところである。今般、平成24年度における重点対策として国土交通省の直轄土木工事を対象に下記の「I．発注者が実施する対策」を実施することとしたので適切に措置されたい。

なお、「II．関係業団体が実施する対策」については、工事全般にわたる事故防止の観点から別途関係業団体に協力を依頼しているものである。

記

I 発注者が実施する対策

1. 交通事故防止重点対策

- これまでに収集した事故事例、分析結果及び事故防止対策の好事例を周知し、各現場条件に適した事故防止対策を適切に実施できるように安全協議会等において働きかける。

2. 足場からの墜落事故防止重点対策

- 足場（足場の機能を有する支保工を含む。以下同じ。）の施工にあたり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成24年2月）」（以下、「要綱」と言う。）及び、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置すること、及び必要な点検を行うことを安全協議会等において働きかけるとともに、必要に応じその点検結果の確認等を行う。
- 足場等の点検にあたっては、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を活用し、当該足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行うことを安全協議会等に働きかける。

3. 法面からの墜落事故防止重点対策

- 大規模または特殊法面工事においては、必要に応じてJISA8972（斜面・法面工事用仮設設備）による昇降設備、構台等の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。

4. 飛来落下事故防止重点対策

- チェックリスト等による玉掛け方法、玉掛け用具の点検を図るように安全協議会等において働きかける。
- 除草工事など、施工個所外に小石や部材が飛散する恐れのある作業を行う際には、養生を行うなどの適切な飛散防止措置を行うよう働きかける。

5. 工事事故防止に係る広報活動の推進

- 工事現場で請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）について、看板の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかける。

6. 安全活動の評価

- ・ 直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の1つとする。（各種チェックリストの活用や看板設置等）

II 関係業団体が実施する対策

1. 交通事故防止重点対策

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、現場の状況を十分勘案し、運転者の注意を喚起する効果的な方法（回転灯や電光表示板等）と車両の制動抑止を図る方法を組み合わせる等により、有効な交通事故対策を実施するよう働きかける。

2. 重機事故防止重点対策

(1) ステッカー運動の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して「誘導なしではバックしない」をうたったステッカーを貼付し、安全教育と効果的に組み合わせ、重機オペレーターの安全意識を高めることを推奨する。

(2) 重機との接触事故の防止対策の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、現場の状況を十分に勘案し、重機の接近を知らせる警報装置を有効に活用する等により、重機と作業員との接触事故防止対策を実施するよう働きかける。

3. 足場からの墜落事故防止重点対策

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、足場の施工にあたり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成24年2月）（以下、「要綱」と言う。）」及び、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置するよう働きかける。
- ・ 関係業団体は、会員各社に対して足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時及び供用中の日々の安全管理に要綱に示された足場等の種類別点検チェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、当該足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する者により足場の点検を行い、その点検記録を保存するよう働きかける。

4. 法面からの墜落事故防止重点対策

(1) 昇降設備の設置の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して親綱の固定箇所・安全帶付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じてJISA8972（斜面・法面工事用仮設設備）による昇降設備、構台等を設置し、施工することを推奨する。

(2) 法面工事における適切な作業計画の作成と周知

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、法面工事の施工にあたり、十分な知識と経験を有する者により作業計画を作成するとともに、作業計画の内容の周知を徹底するよう働きかける。

(3) 法面工事用仮設設備に関する安全対策

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、法面工事用の仮設設備を設置する場合には JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）が制定されたことが周知されるよう働きかける。

5. 飛来落下事故防止重点対策

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、チェックリスト等による玉掛け方法、玉掛け用具の点検を図るよう働きかける。
- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、除草工事など、施工箇所外に小石や部材が飛散する恐れのある作業を行う際には、養生を行うなどの適切な飛散防止措置を行うよう働きかける。

6. 各種事故共通重点対策

(1) 現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全衛生教育の実施

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して労働者の不安全行動の防止の観点から労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を受けるよう働きかける。なお、直轄工事においては、例えば、外部機関（建設業労働災害防止協会等）を活用した当該教育を実施するよう働きかける。

イ 技能者等に対する再教育の推進

- ・ 関係業団体は、就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者の配置のみならず、資格取得後一定期間経過した資格者については、次に掲げる再教育を受けるよう働きかける。
 - ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転業務従事者、移動式クレーン運転士、玉掛け業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

ウ 現場管理者等に対する教育の推進

- ・ 関係業団体は、職長又は安全衛生責任者については、労働安全衛生法第60条等に基づく職長・安全衛生責任者教育を受けるよう働きかける。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS:コスモス）」等を導入するよう働きかける。

(3) 表彰制度の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して安全管理に努めた人を表彰する等の各社が実施している安全意識向上運動をさらに推進するよう働きかける。

(4) 工事事故防止に係る広報活動の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して現場における請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に関する看板等の設置を推進することにより、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

(5) 安全活動に係る創意工夫の成果の提出

- ・ 関係業団体は会員各社に対して、工事完成時までに上記対策の実施など安全活動に係る創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

以上

国住備第27号

平成24年4月20日

都道府県・指定都市 住宅主務部長
独立行政法人都市再生機構 技術調査室長

} あて

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について

建設業における労働災害の防止に資するため、従来より公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について適切な措置を講ずるよう要請してきたところである。また、公共住宅事業者等連絡協議会（以下「事連協」という。）においても、平成21年6月1日施行の「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第23号）及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」（資料1参照）を踏まえた措置を「公共住宅建設工事共通仕様書（平成22年度版）」に規定するとともに、公共住宅建設工事現場における一層の安全確保の観点から、公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いを別紙のとおりとしているところである。

貴職におかれでは、引き続き、事連協の取扱いを踏まえて適切に対応するとともに、下記事項に留意することにより、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

なお、管内市町村（指定都市を除く。）、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

記

1. 公共住宅の建設工事における足場については、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成24年2月、以下「要綱」という。）（資料2参照）を参考すること。特に、足場等の点検については、労働安全衛生規則第567条の規定に基づき、足場の組立、一部解体又は変更の後に行う点検、補修及びその記録の保存を徹底するとともに、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリストを作成し、効果的に安全管理を行うことを

推奨すること。さらに、足場の組立完了時の点検に当たっては、当該足場の組立て作業を行った者以外の専門知識を有する者による点検を推奨すること。

また、これらの安全活動の創意工夫の成果は、工事成績評定の判断材料の一つとすることが可能であるので留意すること。

なお、「専門知識を有する者」として、以下の者が想定されるので、点検の適切な実施に当たっての参考とされたい。

- ① 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
- ② 労働安全衛生法（以下「法」という。）第81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者など、法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者（資料3参照）
- ③ 足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、上記①又は②に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

2. 足場に関する日本工業規格としては、「鋼管足場（JIS A8951）」、「先行形手すり（JIS A8961）」、「つま先板（JIS A8962）」等の他、屋根工事は「屋根工事用足場及び施工方法（JIS A8971）」の施工標準に基づき、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置を推進すること。なお、日本工業規格の内容については、日本工業標準調査会のHP（<http://www.jisc.go.jp/>）を参照されたい。

3. 工事事故防止に係る広報活動として、受注者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨すること。また、受注者等に対し、講習会等を通じて墜落事故防止対策の普及に努めること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課 呉、中林

TEL : 03-5253-8111 内線 39-343、39-345

事連協発第585号
平成24年4月20日

公共住宅事業者等連絡協議会
会員各位

公共住宅事業者等連絡協議会

公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協議会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、足場からの墜落事故防止については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号）が平成21年3月2日に公布、同年6月1日から施行され、「手すり先行工法等に関するガイドライン」が定められたことにより、事連協発第499号（平成22年5月31日付）「公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いについて」により、公共住宅建設工事で設置する足場に関して、特記仕様書に「手すり先行工法等に関するガイドライン」に対応した方式により行う旨を記載することを標準とするお願いをしてきたところです。

「公共住宅建設工事共通仕様書（平成22年度版）」においては、足場からの墜落事故防止のための措置が規定されていますが、引き続き公共住宅建設工事現場における安全性の確保を図る観点から、今後も下記のとおり設計図書（特記仕様書）に記載することを標準としますのでよろしくお願いいたします。

また、『手すり先行工法等に関するガイドライン』第6 留意すべき事項に示されている事項について、確実に履行されるよう、請負者に働きかけをしていただくようお願いいたします。

なお、都道府県会員におかれましては、管内市町村へも周知をお願いします。

記

工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成22年度版）」の総則編1.3.1 足場、その他の2に規定されている「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

以上

(連絡先)

公共住宅事業者等連絡協議会事務局

田中、小室、川村

TEL: 03-5211-0584 FAX: 03-5211-3169

E-mail: komuro@cbl.or.jp

写

基発第0424001号
平成21年4月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「手すり先行工法に関するガイドライン」について

建設業における足場からの墜落災害を防止するため、平成15年4月1日付け基発第0401012号「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」(以下「0401012号通達」という。)の別添1「手すり先行工法に関するガイドライン」により、手すり先行工法の普及を図ってきたところであるが、今般、足場からの墜落による労働災害の防止に関して、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第23号。以下「改正省令」という。)が、平成21年3月2日に公布され、同年6月1日から施行されることとされたところである。

については、この改正省令により措置された事項を確実に履行するとともに、別紙のとおり「手すり先行工法等に関するガイドライン」を定めるので、関係事業者に対しその普及・定着を図り、建設業における足場からの墜落等に係る労働災害防止対策の一層の推進を図られたい。

なお、別添のとおり関係団体に対し、その周知・普及について、協力を要請しているので了知されたい。

おって、0401012号通達は廃止する。

手すり先行工法等に関するガイドライン

第1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令と相まって、足場の設置を必要とする建設工事において、手すり先行工法による足場の組立て、解体又は変更の作業(以下「足場の組立て等の作業」という。)を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、労働者の足場からの墜落等を防止し、併せて快適な職場環境の形成に資することを目的とする。

第2 適用対象

本ガイドラインは、足場の設置を必要とする建設工事に適用する。

第3 定義

1 手すり先行工法

本ガイドラインで示す「手すり先行工法」とは、建設工事において、足場の組立て等の作業を行うに当たり、労働者が足場の作業床に乗る前に、別紙1に示す「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」に基づいて、当該作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取りはずすときは、当該作業床の端の手すりを残置して行う工法をいう。

2 働きやすい安心感のある足場

本ガイドラインで示す「働きやすい安心感のある足場」とは、手すり先行工法により組み立てられた足場であって、関係する労働安全衛生法令のすべてを満たした上で、第6の「留意すべき事項」及び別紙2の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に基づき、より安全な作業を行えるように必要な措置を講じた足場をいう。

第4 事業者等の責務

事業者は、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、本ガイドラインに基づき、足場の組立て等の作業を行い、かつ、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、建設工事における墜落等による労働災害の一層の防止に努めるものとする。

労働者は、労働安全衛生関係法令に定める労働者が守るべき事項を遵守するとともに、事業者が本ガイドラインに基づいて行う措置に協力することにより、建設工事における墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

第5 講すべき措置

1 足場に係る施工計画の策定

事業者は、次により、足場の設置を行う作業箇所等に係る事前調査を行うとともに、足場に係る施工計画として、足場計画、機材管理計画、作業計画、機械計画、仮設備計画、安全衛生管理計画及び工程表を策定し、関係労働者に周知すること。

(1) 事前調査

足場を設置する前に次のア及びイの調査を実施し、当該調査結果に基づき、(2)から(8)までの計画を作成すること。

ア 敷地内調査

建設工事を行う敷地内について、現地踏査等の方法により次の事項に関して調査を行い、その状況を把握すること。

- (ア) 敷地内の建築物等の有無及びその状況
- (イ) 敷地の広さ、形状、傾斜、土質等の状況
- (ウ) 敷地使用上の制約等
- (エ) その他足場の設置に関して必要な事項

イ 周囲の調査

建設工事を行う敷地周辺について、現地踏査等の方法により次の事項に関して調査を行い、その状況を把握すること。

- (ア) 敷地に隣接する建築物等の有無及びその状況
- (イ) 架空電線の有無及びその状況
- (ウ) 崖、溝、水路、樹木等の有無及びその状況
- (エ) 道路、交通量、交通規制等の状況
- (オ) 工事施工上の制約等
- (カ) その他足場の設置に関して必要な事項

(2) 足場計画

(1)の事前調査の結果に基づき、次の事項を明らかにした足場計画を作成すること。

ア 足場の種類等

別紙1及び2のうちから、足場の種類及び手すり先行工法による足場の組立て等の作業方法を定めること。

イ 構造

足場は、丈夫で、墜落の危険の少ない安心感のある構造とすること。

ウ 設計荷重

足場の自重、積載荷重、風荷重、水平荷重等を適切に設定すること。

エ 最大積載荷重

足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定めること。

オ 機材

足場の構造に応じた機材の種類及び量を確認するとともに、必要となる時期までに確保できるようにすること。

カ 組立図

足場の各部材の配置、寸法、材質並びに取付けの時期及び順序が明記された組立図を作成すること。

キ 点検

第6の3に基づき、足場の点検及び補修並びにこれらの結果の記録の保存の方
法、期間等を定めること。

(3) 機材管理計画

(2)のオの機材については、次の事項を明らかにした機材管理計画を作成すること。

ア 機材の点検

足場の組立て及び変更の作業を行う前に、機材の欠陥・損傷の有無等について
点検し、不良品を取り除くこと。

イ 規格への適合の確認

わく組足場等の鋼管足場用の部材及び附属金具については、鋼管足場用の部材
及び附属金具の規格(昭和56年労働省告示第103号)に適合していることを確認
すること。

ウ 経年管理の確認

機材については、平成8年4月4日付け基発第223号の2「経年仮設機材の管
理について」に基づいて適切に経年管理が行われていることを確認すること。

(4) 作業計画

(1)の事前調査の結果及び(2)により決定した足場の種類に応じて、次の事項を明
らかにした作業計画を作成すること。

ア 足場の組立ての作業の準備

(ア)足場の組立ての作業に支障となる障害物等の除去方法

(イ)架空電線の防護方法

(ウ)足場の基礎地盤の整備方法

(エ)周辺道路、隣接家屋等への機材の飛来等の防止方法

(オ)機材等の搬入及び仮置き方法

(カ)その他足場の組立ての作業の準備に必要な事項

イ 足場の組立ての作業

(ア)足場を構成する部材の取付けの方法及び手順

(イ)朝顔、荷上げ構台、巻上機等足場の部材に取り付ける設備の取付けの方法及
び手順

(ウ)階段及び踊り場の設置方法及び設置手順

(エ)出入口等の補強方法及び補強手順

(オ)(5)のイの(ア)に応じた作業手順

(カ)その他足場の組立ての作業に必要な事項

ウ 足場の解体の作業

(ア)イの(ア)から(エ)までの作業により取り付けたすべての部材等の取りはずし
順序及びそれぞれの部材等の取りはずし手順

(イ)(5)のイの(ア)に応じた作業手順

(ウ)その他足場の解体の作業に必要な事項

エ 足場の変更の作業

足場の変更の作業においては、部材等の取りはずしの作業はウ、部材等の取付けの作業はイによるとともに、次の事項を明らかにすること。

(ア)足場の変更に関する承認方法

(イ)一時的変更の場合における復元の時期及び確認方法

(ウ)足場を変更する時期、範囲及び内容を関係労働者に周知する方法

(エ)その他足場の変更の作業に必要な事項

(5) 機械計画

足場の組立て等の作業にクレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の機械(以下「機械」という。)を使用する必要があるときは、次の事項を明らかにした機械計画を作成すること。

ア 機械の設置

(ア)使用する機械の種類、能力及び必要台数

(イ)使用する機械の設置場所、設置方法及び設置期間

(ウ)使用する機械の搬出入の方法

(エ)その他機械の設置に必要な事項

イ 機械の使用

(ア)機械の作業範囲及び作業方法

(イ)機械の運行経路

(ウ)機械の運転中に立入りを禁止する方法又は誘導者を配置する方法

(エ)その他機械の使用に必要な事項

(6) 仮設備計画

次の足場に関連する仮設備を設置するときは、当該仮設備の種類、数量、設置場所、設置方法、設置期間及び使用方法を明らかにした仮設備計画を作成すること。

ア 安全に昇降するための仮設備

イ 飛来落下を防止するための仮設備

ウ 照明を確保するための仮設備

エ 電源を確保するための仮設備

オ その他必要な仮設備

(7) 安全衛生管理計画

次の事項を明らかにした安全衛生管理計画を作成すること。

ア 安全衛生管理体制

イ 安全衛生教育

ウ 安全衛生活動

(8) 工程表

足場を使用する作業(足場の組立て等の作業を除く。以下同じ。)及び足場の組立て等の作業において、次の事項を明らかにした工程表を作成すること。

- ア 各作業に関する工程
- イ 安全衛生管理に関する工程
- ウ 各作業間及び各作業と安全衛生管理の関連

2 足場に係る施工計画の実施及び変更時の措置

事業者は、1で策定した足場に係る施工計画及び別紙1に基づき、手すり先行工法による一連の作業を適切に行うこと。

また、当該施工計画を変更する必要が生じた場合は、事前に関係者と十分に検討を行うものとし、変更した施工計画は関係労働者に周知すること。

第6 留意すべき事項

事業者は、第5の1で策定した足場に係る施工計画及び別紙1に基づき、手すり先行工法による一連の作業を行うとともに、次の事項に留意すること。

1 足場の構造上の留意事項

足場の組立てに当たっては、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第570条、第571条等の労働安全衛生関係法令を遵守し、第5の1の(2)のカ及び(4)のイに基づいて組み立てるとともに、次によること。

(1) 脚部

- ア 足場の脚部の沈下を防止するため、地盤を十分に突き固め、敷板等を敷き並べること。
- イ わく組足場にあっては、建わくの脚柱下端にジャッキ型ベース金具を配置し、建わくの高さをそろえること。

(2) 布

- ア 足場のはり間方向の建地又は脚柱の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材と建地又は脚柱とすき間をつくりないように設置すること。
- イ 床付き布わくのつかみ金具は、外れ止めを確実にロックすること。

(3) 筋かい

- ア わく組み足場にあっては、交さ筋かいを原則として外側及び軸体側の両構面に取り付けること。
- イ 建わくの交さ筋かいピンは、確実にロックすること。

(4) 壁つなぎ

- ア わく組足場にあっては、壁つなぎの間隔を垂直方向9メートル以下、水平方向8メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること。

イ 単管足場にあっては、壁つなぎの間隔を垂直方向 5 メートル以下、水平方向 5.5 メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること。

ウ 壁つなぎは、可能な限り壁面に直角に取り付けること。

エ 壁つなぎ用のアンカーは、専用のものを用いること。なお、後付けアンカーの場合、必要な引抜強度を確保すること。

オ 壁つなぎとして鋼管を躯体のH形鋼等に鉄骨用クランプを用いて設置する場合にあっては、鋼管 1 本につき H 形鋼等のフランジ部 2箇所で取り付けること。

2 足場の組立て等の作業における留意事項

足場の組立て等の作業に当たっては、第 5 の 1 の(4)の作業計画に基づいて作業を行うとともに、次に定めるところによること。

(1) 作業時期等の周知

足場の組立て等に係る時期、範囲及び順序を関係労働者に周知すること。

(2) 立入禁止

足場の組立て等の作業を行う区域内には、関係労働者以外の立入りを禁止すること。

(3) 手すり先行の徹底

手すりが先行して設置されていない作業床及び手すりが取りはずされた作業床には乗ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること。

(4) 安全帯の使用

手すりを先行して設置できない箇所においては、労働者に安全帯を使用させるとともに、安全帯を確実に接続された建てわく等又は労働者が作業床上で作業する前に設置した親綱に取り付けさせること。

(5) 安全帯を取り付ける親綱の設置等

安全帯を取り付ける親綱を設置するときは、別紙 1 の 4 の (1) に基づいた性能を有する機材を同 (2) に基づいて設置し、使用すること。

(6) 悪天候時の作業の中止

強風時等の悪天候が予想されるときは、足場の組立て等の作業を中止すること。

(7) つり綱等の使用

材料等を上げおろしするときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

(8) 作業主任者の選任

足場の組立て等の作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者を選任し、その

者に労働安全衛生規則第 566 条の職務を行わせるとともに、関係労働者が不安全行動を行わないよう監視させること。

(9) 足場の変更

足場を変更する場合は、第 5 の 1 の(4)のエで定めた変更の方法等に基づき、変更の作業を行うとともに、一時的に変更した部材は必ず復元すること。

3 足場の点検等に関する留意事項

(1) 点検等の実施

ア 足場の組立て等の作業の監視

足場の組立て等の作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者に労働安全衛生規則第 566 条に規定する作業の進行状況等の監視を行わせるとともに、別紙 1 の 3 及び 4 に示す各機材等の使用状況についても監視させること。

イ 足場の組立て等の作業後の点検

足場の組立て等の作業を行った後においては、(2)のアにより指名された点検者によって、(2)のイにより作成した点検表を用いて労働安全衛生規則第 567 条第 2 項に規定する点検を実施するとともに、別紙 2 の 3 のメッシュシート等の設置状況についても点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修すること。

ウ 作業開始前点検

足場を使用する作業等を開始する前に、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から点検者を指名し、労働安全衛生規則第 567 条第 1 項の点検を実施すること。

(2) 点検等の実施体制

ア 点検者の指名

(1)のイの点検の実施者については、原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識、経験を有する者を指名すること。

イ 点検表の作成

(1)のイの点検については、足場の種類・機材に応じた点検等を行う項目を定めた点検表を作成すること。

ウ 点検・補修結果等の記録及び保存

点検等の結果及び当該点検の結果に基づいた補修等の内容については、労働安全衛生規則第 567 条第 3 項に基づきイの点検表に記録し、必要な期間保存すること。

4 足場を使用する作業等における留意事項

(1) 足場を使用する作業等の開始

足場を使用する作業等は、3 の(1)のウの点検を行った後でなければ開始しては

ならないこと。

(2) 手すり等の確認の徹底

作業床の端に手すり等が設置されていない場合は、足場を使用する作業等を行つてはならないことを関係労働者に周知徹底すること。

(3) 最大積載荷重の遵守

作業床には、第5の1の(2)のエで定めた最大積載荷重を超えて作業床に積載してはならないこと。

(4) 悪天候時の作業の中止

強風時等の悪天候が予想されるときは、足場を使用する作業等を中止すること。

(5) 不安全行動の排除

わく組足場の建わくを昇降する等足場上での不安全行動を行わないことを雇入れ時教育、第5の1の(7)のイの安全衛生教育等により、関係労働者に徹底すること。

手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準

1 趣旨

足場の組立て、解体又は変更の作業（以下「足場の組立て等の作業」という。）においては、足場に関する労働安全衛生関係法令の規定を遵守した上で、さらに労働者が足場から墜落する危険を減少させるため、以下の基準を満たす手すり先行工法によることが必要である。

2 手すり先行工法の種類

手すり先行工法は、次のこととあること。

(1) 手すり先送り方式

足場の組立て等の作業において、足場の最上層に床付き布わく等の作業床（以下「作業床」という。）を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、建わくの脚柱等に沿って上下スライド等が可能な手すり又は手すりわく（以下「先送り手すり機材」という。）を最上層の作業床の端となる箇所に先行して設置する方式であつて、かつ、当該作業床を取りはずすときは、当該作業床の端の先送り手すり機材を残置して行う方式である。先送り手すり機材は、最上層より一層下の作業床上で上下スライド等の方法により最上層に取付け又は取りはずしができるものであり、一般に最上層のみに設置されるものである。

(2) 手すり据置き方式

足場の組立て等の作業において、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、据置型の手すり又は手すりわく（以下「据置手すり機材」という。）を最上層の作業床の端となる箇所に先行して設置する方式であつて、かつ、当該作業床を取りはずすときは、当該作業床の端の据置手すり機材を残置して行う方式である。据置手すり機材は、最上層より一層下の作業床から最上層に取付け又は取りはずしができる機能を有しており、一般に足場の全層の片側構面に設置されるものである。

(3) 手すり先行専用足場方式

鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等であつて、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、当該作業床の端となる箇所に、最上層より一層下の作業床上から手すりの機能を有する部材を設置することができ、かつ、最上層の作業床を取りはずすときは、当該作業床の端に手すりの機能を有する部材を残置して行うことができる構造の手すり先行専用のシステム足場による方式である。

3 手すり先行工法の機材等の性能及び使用方法

(1) 先送り手すり機材の性能及び使用方法

ア 性能

先送り手すり機材のうち手すりわくの性能は、別表1の「手すりわくの性能」に

よるものであること。

イ 使用方法

先送り手すり機材は、次に定めるところにより使用すること。

(ア) 足場の組立て等の作業が行われている足場の最上層に設置すること。

(イ) 足場の片側又は両側の構面に設置すること。

(ウ) わく組足場に使用する場合は、交さ筋かいを設置した後でなければ上下スライドさせてはならないこと。

(エ) 安全帯を取り付ける設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること。

(オ) 製造者が定める使用方法等により使用すること。

(2) 据置手すり機材の性能及び使用方法

ア 性能

据置手すり機材のうち手すりわくの性能は、別表1の「手すりわくの性能」によるものであること。

イ 使用方法

据置手すり機材は、次に定めるところにより使用すること。

(ア) 交さ筋かいを取りはずして使用する据置手すり機材にあっては、足場の片側構面に設置し、他の構面には交さ筋かいを設置すること。

(イ) 安全帯を取り付ける設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること。

(ウ) 別表2の「手すりわくの使用方法」及び製造者が定める使用方法等により使用すること。

(3) 手すり先行専用足場の性能及び使用方法

ア 性能

鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等については、同規格に定める性能を有するものであること。

イ 使用方法

手すり先行専用足場は、次により使用すること。

(ア) 製造者が定める使用方法等により使用すること。

(イ) 安全帯を取り付ける設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること。

4. 安全帯を取り付ける親綱機材の性能及び使用方法

(1) 性能

安全帯の取付設備として使用する親綱、親綱支柱及び緊張器(以下「親綱機材」という。)の性能は、別表3の「親綱機材の性能」によるものであること。

(2) 使用方法

親綱機材は、別表4の「親綱機材の使用方法」及び製造者の定める使用方法等により使用すること。

働きやすい安心感のある足場に関する基準

1. 趣旨

足場上の高い緊張状態が要求される作業を改善し、より安全な作業を行えるようにするためには、関連する労働安全衛生関係法令のすべての規定を満たした上で、以下の基準を満たす働きやすい安心感のある足場とすることが重要である。

2. 設置すべき働きやすい安心感のある足場

次のものがあること。

- (1) 別紙 1 の 2 の(2)又は(3)の方式で組み立てられた足場であって、手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられているもの（「手すり先行専用型足場」）。
- (2) 別紙 1 の 2 に示す方式で組み立てられた足場((1)の手すり先行専用型足場に該当するものを除く。)であって、足場の種類ごとに次の措置を講じたもの。
 - ア わく組足場（妻面を除く）にあっては、
 - (ア) 交さ筋かいに高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん（下さん）若しくは高さ 15 センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備を設けた上で、上さんを設けたもの又はこれらの措置と同等以上の機能を有する手すりわくを設けたもの。
 - (イ) 防音パネル、ネットフレームの設置等(ア)と同等以上の措置を講じたもの。
 - イ わく組足場以外の足場（わく組足場の妻面を含む）にあっては、高さ 85 センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）及び高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（中さん等）を設けた上で幅木を設けたもの又はこれと同等以上の措置を講じたもの。

3. メッシュシート等の設置

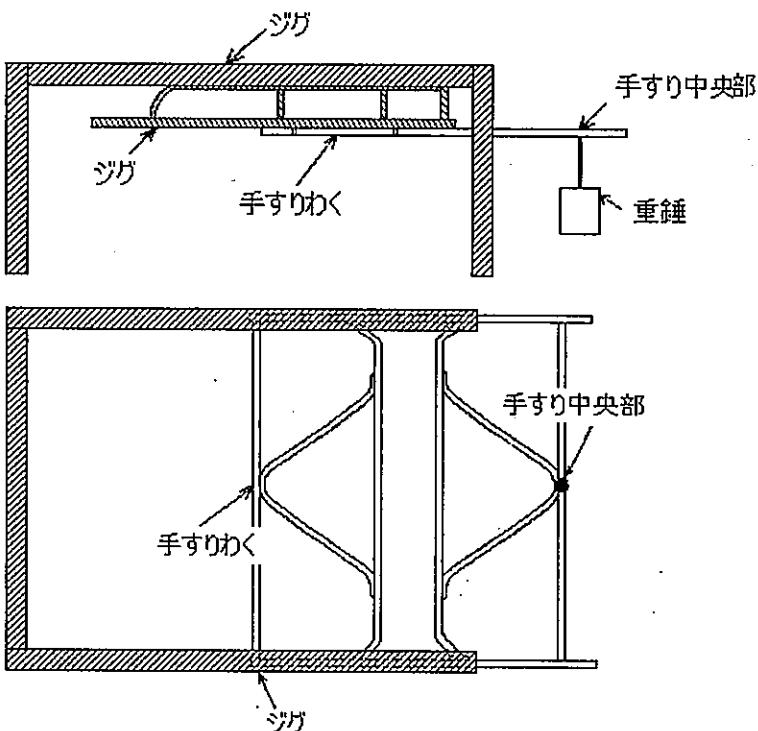
2 の足場に墜落災害の防護のため、メッシュシート、安全ネットを設置することが望ましいこと。

その際、メッシュシートについては、その性能は、別表 5 の「メッシュシートの性能」によるものとし、別表 6 の「メッシュシートの使用方法」により使用すること。

また、安全ネットについては、その性能は、別表 7 の「安全ネットの性能」によるものであること。

別表1 手すりわくの性能

1 手すりわくは、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に掲げる強度等を有するものであること。

試験方法	強度等
<p>(水平移動量及び強度試験)</p> <p>手すりわくを、次の図のようにジグに取り付け、手すりわくの手すり中央部に重錘をつり下げ、重錘の質量が 30 kg のときにおける手すり中央部の鉛直方向の移動量を測定し、重錘の質量が 100 kg のときにおける手すりわくの破壊の有無を調べる。</p> 	<p>1 鉛直方向の移動量が 100 mm以下であること。</p> <p>2 重錘の質量が 100 kg のときに破壊しないこと。</p>

2 交さ筋かいを取り外して使用する手すりわくは、次の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に掲げる強度を有するものであること。

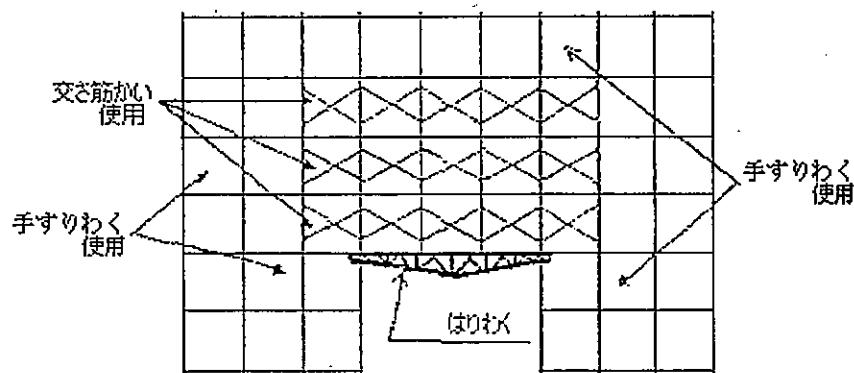
試験方法	強度
<p>(組立時の荷重試験)</p> <p>手すりわくを用いて 5 層 1 スパンに組み、ヘッドフレームを介して圧縮荷重を掛け、荷重の最大値を測定する。この場合において、試験に使用する建わくの幅は 910 mm ± 10 mm のものとし、かつ、その上下の脚柱端部に、それぞれ使用高を 200 mm としたジャッキ型ベース金具を取り付けるものとする。</p>	荷重の最大値が 138kN 以上であること。

別表2 手すりわくの使用方法

わく組足場において、手すりわくを交さ筋かいに代えて使用するときは、労働安全衛生規則等に定める足場に関する規定によるほか、次に定めるところよること。

- 1 床付き布わくを各層各スパンに用いること。
- 2 わく組足場の一部にはりわくを使用するときは、はりわくの上部（はりわくの端の上部を含む。）の3層以内には、手すりわくを用いないこと。

【例図】



- 3 足場の高さは、45m以下とすること。
- 4 建わくの許容支持力は、34.3kN以下とすること。

別表3 親綱機材の性能

1 親綱支柱

親綱支柱は、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものであること。

試験方法	強度等
<p>(落下阻止性能試験)</p> <p>次の図に示すように、2本の親綱支柱を 9.145m（注1）の間隔で取り付け、これに親綱（注2）を取り付けてこれを 0.5kN±0.05kN の張力で緊張し、質量が 85 kg の重錘を 2本の親綱支柱の中点に自由落下させる。</p> <p>なお、親綱支柱を建わくに取り付ける取付金具がボルトの締付け力により固定される構造のものにあっては、締付けトルクを 3.50kN·cm とする。</p> <p>また、親綱支柱には、控綱を取り付けて試験を行うこととし、控綱の張力は 0.3kN±0.05kN とする。ただし、親綱と控綱が同一のロープとなる方式の親綱支柱の場合の張力は 0.5kN±0.05kN とする。</p> <p>注1：9.145mはインチサイズわく 5スパン分の長さである。</p> <p>注2：日本工業規格G3525（ワイヤロープ）に規定する直径9mm、6×24のワイヤロープとする。</p>	<p>1 親綱支柱各部に折損（注）及びびき裂が無く、かつ、親綱支柱が建わくから離脱しないこと。</p> <p>2 親綱保持金具から親綱が離脱しないこと。</p> <p>（注）この試験の場合、親綱支柱に折損がなく落下を阻止したときでも、親綱支柱が下方に大きく変形を起こすと、落下距離が大きくなることから、自由落下後、親綱支柱の親綱取付金具の床からの高さが落下前の高さの70%以下となった場合は、折損とみなす。</p>

2 親綱

(1) 親綱は、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものであること。

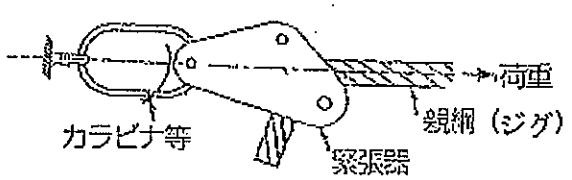
試験方法	強度等
<p>(親綱のロープの伸び及び強度試験)</p> <p>親綱のロープに引張荷重を掛け、荷重が 7.0kN のときにおける親綱のロープの伸び及び荷重の最大値を測定する。ただし、標点間の長さの測定は、0.3kN の初期荷重を掛けて行うものとする。この場合において、伸び率は次の式により算出するものとし、引張速度は、15cm/min ~30cm/min とする。</p> $\frac{7kN \text{ のときの標点間の長さ} - \text{標点間の元の長さ}}{\text{標点間の元の長さ}} \times 100$	<p>1 伸び率が 10%以下であること。</p> <p>2 荷重の最大値が 23.0kN 以上であること。</p>

(2) フック付き親綱は、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものであること。

試験方法	強度等
<p>(親綱のフックの引張強度試験)</p> <p>フック付き親綱のフックに引張用金具を掛け、試験機に取り付けて、引張荷重を掛け、荷重が 11.5kN のときにおけるフック、金具等の異常の有無を調べ、荷重の最大値を測定する。</p>	<p>1 フック、金具等が荷重 11.5kN までに破断又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ、外れ止めの機能を維持すること。</p> <p>2 荷重の最大値が 14.0kN 以上であること。</p>

3 緊張器

緊張器は、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものであること。

試験方法	強度等
<p>(緊張器の性能試験)</p> <p>緊張器に親綱を取り付け、緊張器を試験機に取り付けて、引張荷重を掛け、荷重が 11.5kN のときにおける緊張器等の異常の有無を調べ、荷重の最大値を測定する。</p>  <p>備考 親綱は、外径 16 mm、ポリエステルロープ及び3つ打ちとする。</p>	<ol style="list-style-type: none">1 荷重が 11.5kN まで緊張機能を維持すること。2 フック等を有するものにあっては、荷重が 11.5kN までにフックに破断又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ、外れ止めの機能を維持すること。3 荷重の最大値が 14.0kN 以上であること。

別表4 親綱機材の使用方法

1 設置

親綱機材を設置するときは、次に定めるところによること。

- (1) 親綱機材を設置するときは、次の事項について点検し、異常を認めたときは直ちに補修すること。

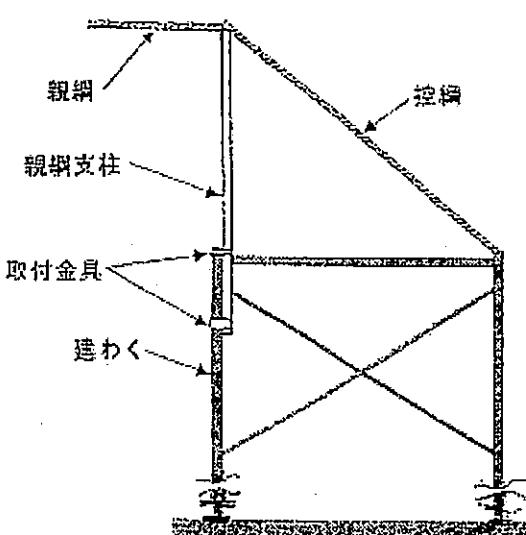
ア 親綱機材の各部材の変形、磨耗等の有無

イ 親綱支柱の取付金具等の機能の異常の有無

ウ 緊張器の機能の異常の有無

- (2) 親綱支柱は、わく組足場の脚柱、横架材等の支持物に確実に取り付け、かつ、控綱を取り付けること。

- (3) 控綱は、下図のように親綱支柱の取付位置から外側に1スパン離れた箇所に取り付けること。



- (4) 親綱は、次に定めるところによること。

ア 次のいずれかに該当し強度等の確保が困難であるものは、親綱として使用しないこと。

(ア) ロープに切り傷等の損傷があるもの

(イ) 著しい磨耗又は溶断等の損傷があるもの

(ウ) 支柱用親綱として使用中に落下衝撃を受けたもの

イ 親綱又は合成繊維ロープの控綱の末端は、それぞれ専用の緊張器を用いること。

- (5) 緊張器は、次に定めるところによること。

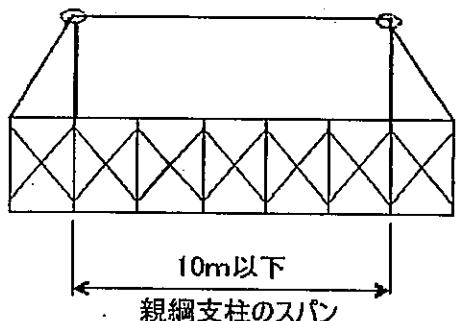
ア 緊張器の取付けにシャックル等を使用する場合は、日本工業規格に適合したもの用いること。

イ 緊張作業のときに労働者が危険な状態とならず、かつ、安全帯を使用するときに障害とならない部分に取り付けること。

- (6) 親綱支柱のスパンは、次に定めるところによること。

ア 親綱支柱のスパン（親綱を固定する親綱支柱の間隔をいう。以下同じ。）は、1

0m以下とすること。



イ 親綱支柱を設置した作業床と衝突のおそれのある床面等との垂直距離（H）に応じて使用することのできる親綱支柱のスパン（L）は、次式により算出した値以下であること。ただし、Hは3.8m以上を確保すること。

$$L = 4(H - 3) \text{ m}$$

(7) 親綱は、緊張器等を用い親綱支柱にたるまないように張ること。

(8) 控綱の末端は、堅固な部材等に確実に取り付けること。

2 使用

親綱機材を使用するときは、次に定めるところによること。

(1) 安全帯は、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合したもの用いて、安全帯のランヤードの長さを1.5m以下にして使用すること。

(2) 親綱機材は、1人で使用すること。

(3) コーナーに使用する親綱支柱には平行方向と直交方向の2本の親綱を同時に取り付けないこと。

3 管理

親綱機材の管理については、次に定めるところによること。

(1) 親綱機材は、設置直後及び作業を開始する前に次の事項について点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修すること。

ア 親綱支柱の支持物への取付部の異常の有無

イ 親綱の張り具合

ウ 親綱保持部及び控綱の取付部の異常の有無

(2) 親綱機材は、適正に経年管理を行うこと。

別表5 メッシュシートの性能

1 構造

メッシュシートの構造は、次に定めるところによるものであること。

- (1) メッシュシートの網地は、切れ、ほつれ、ゆがみ、織りむら等の使用上有害な欠陥・損傷があつてはならないこと。
- (2) メッシュシートの各辺の縁部は、はとめ等が容易に外れない構造のものであること。
- (3) 装着部にはとめを有するメッシュシートは、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア はとめの取付間隔が 35 cm 以下のものであること。
 - イ はとめの穴の大きさが内径 10 mm 以上のものであること。
 - ウ メッシュシートの端部からはとめの穴の中心部までの距離が 1.7 cm 以上のものであること。
- (4) 装着部がはとめ以外のメッシュシートは、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 鋼管等に取り付ける位置がピッチ 35 cm 以下のものであること。
 - イ 取り付けられているときに装着部が鋼管等から容易に外れないものであること。
 - ウ 材質、形状、取付けの方法等があらかじめ明確に定められているものであること。
 - エ 図2に示すような接続具に接続するものにあっては、次のいずれにも該当すること。
 - (ア) 接続具に接続する端部に縫込みロープを有するものであること。
 - (イ) 縫込みロープを有する端部の径が 9 mm 以上のものであること。
- (5) 図2に示すような接続具にあっては、難燃性のもの又は防炎加工を施したものであること。

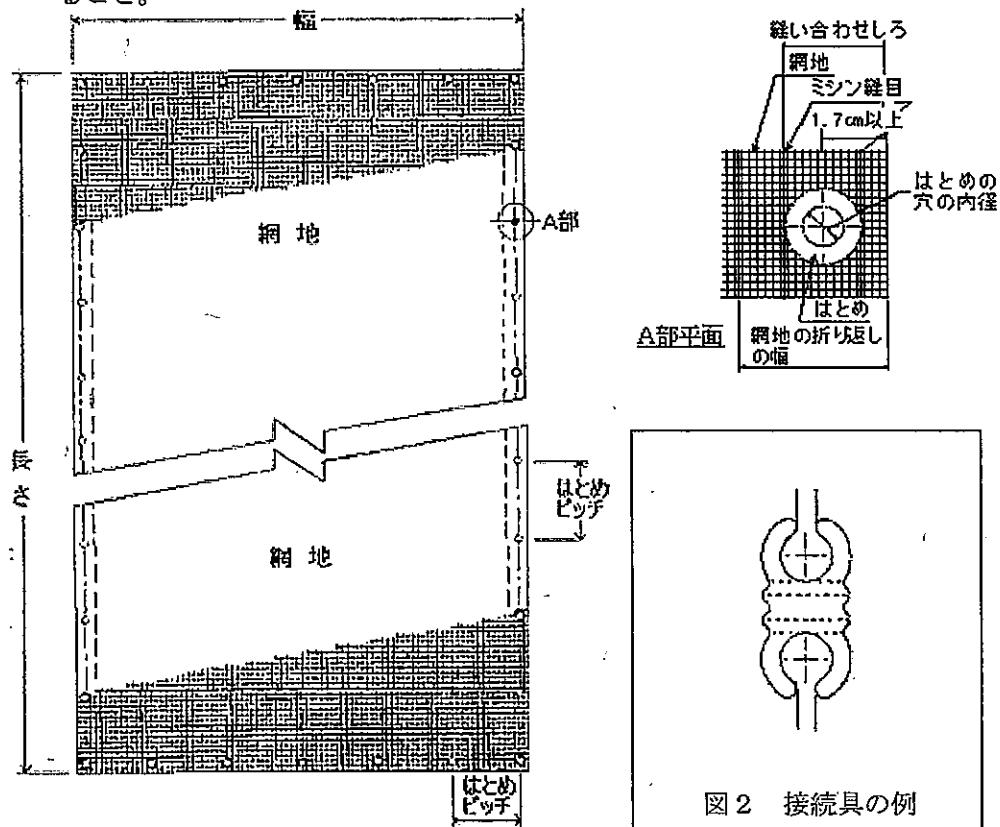
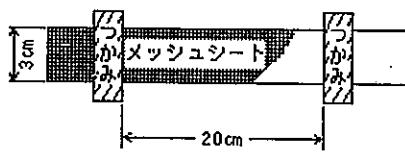
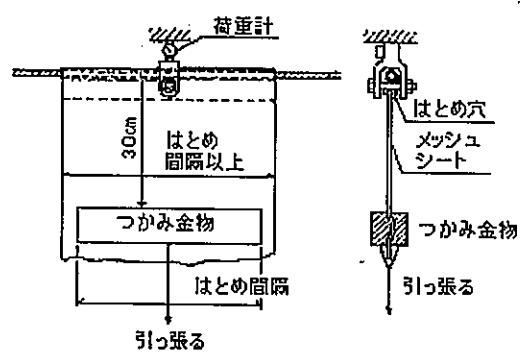
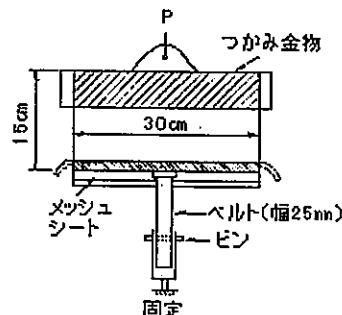


図1 メッシュシートの例

図2 接続具の例

2 強度等

(1) メッシュシートは、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の右欄に定める強度等を有するものであること。

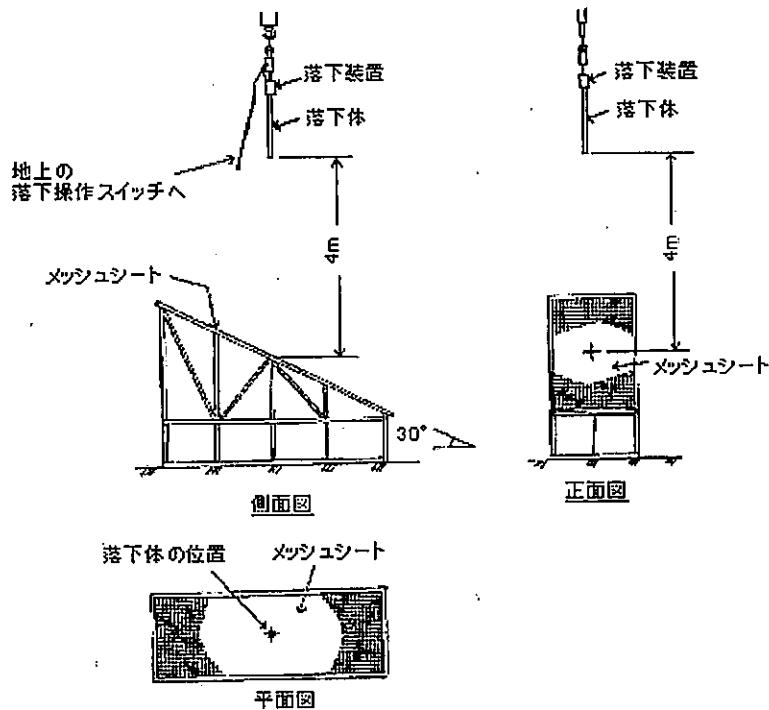
試験方法	強度等
(網地の引張試験) 網地の引張試験は、網地より取り出した幅3cmの供試片を、つかみ間隔が20cmとなるように試験機に掛け、かつ、引張速度が20cm/min±1cm/minとして試験を行い、荷重の最大値及びそのときの伸びを測定する。 	<p>1 荷重の最大値が1.47kN以上であること。 2 荷重の最大値と伸びとの積の値が68.6kN·mm以上であること。 上記1、2とも縦方向、横方向のうち弱い方向の値をいう。</p>
(はとめ等の装着部の引張試験) 次の図に示すようにメッシュシートの縦方向及び横方向のそれぞれについてメッシュシートの縁から30cmのところで、はとめ等がほぼ中央となるように30cmのつかみ金物で固定して徐々に引っ張り、はとめ等が網地から外れるか、はとめ周辺の網地又は縫目が破れるときの荷重の最大値を測定する。 	<p>1 荷重が0.49kNのときまでに外れ、破れ等の異常がないこと。 2 荷重の最大値が0.98kN以上であること。</p>
a はとめを用いた装着部の引張試験の例 	
b はとめ以外の装着部の引張試験の例	

(落下試験)

別図に示すように、メッシュシートを水平に対し 30°の傾斜を有するフレームわくに取り付け、同フレームわくの中点の縁面からの高さが 4 m の箇所から鋼管（外径 48.6 mm、肉厚 2.5 mm、質量 4.8 kg）を鉛直状態で落下させる。

落下体である鋼管がメッシュシートを貫通しないこと。

別図 メッシュシートの落下試験方法



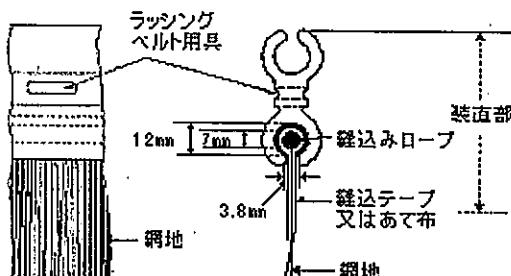
(2) 合成樹脂製はとめは、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものであること。

試験方法	強度等
<p>(合成樹脂製はとめの衝撃試験)</p> <p>次の図に示すように、メッシュシートより取り出したはとめの中央部に質量が 2.5 kg の鋼製重りを高さ 60 cm より落下させ、はとめの異常の有無を調べる。</p>	割れ、ひび等が生じないこと。

(3) 図2に示すような接続具は、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものであること。

試験方法	強度等
<p>(接続具の引き抜き試験)</p> <p>次の図に示すように、メッシュシート（長さ 15 cm、幅 30 cm）の端部を接続具に挿入し、挿入した状態でつかみ金物を徐々に引っ張り、引張荷重が 1.96kN のときの接続具及びメッシュシート端部の抜け、破損等の異常を調べる。</p>	抜け、破損等の異常がないこと。

参考 はとめ以外の装着部が容易に外れない構造の例



別表6 メッシュシートの使用方法

1 取付け

メッシュシートを鋼管足場等に取り付けるときは、次に定めるところによること。

- (1) メッシュシートを取り付けるための水平支持材は、原則として垂直方向 5.5m以下ごとに設けること。（下図参照）

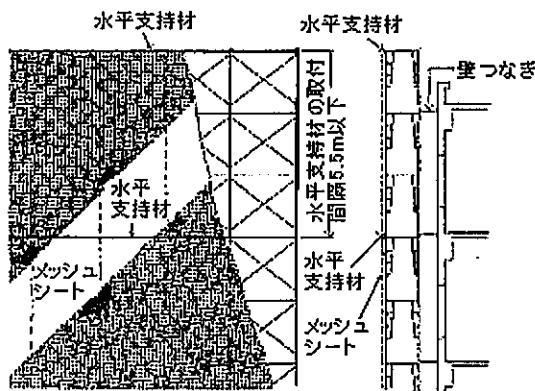


図 鋼管足場への設置例

- (2) メッシュシートと支持材の取付け及びメッシュシート相互の取付けは、次に定めるところによること。

- ア メッシュシートの縁部で取り付けること。
- イ すべてのはとめ等の装着部を取り付けること。
- ウ 繫結材等を使用して容易に外れないように行うこと。

- (3) 繫結材は、引張強度が 0.98kN 以上のものを使用すること。

- (4) 出隅部及び入隅部の箇所は、その寸法に合ったメッシュシートを用いてすき間のないように取り付けること。

2 管理

メッシュシートの管理については、次に定めるところによること。

- (1) メッシュシートの使用中は、次により点検、取替え等の措置を講ずること。

- ア 使用期間が 1 月以上である場合には、繫結部の取付状態について 1 月以内ごとに定期点検を実施すること。

- イ 大雨、強風等の後では、メッシュシート、水平支持材等の異常の有無について、臨時点検を実施すること。

- ウ メッシュシートの近傍で溶接作業が行われた場合は、その作業の終了後、速やかに溶接火花又は溶接片による網地等の損傷の有無について調べ、損傷のあるときは、正常なものに取り替え、又は補修すること。

- エ 資材の搬出入等による必要のため、メッシュシートの一部を取り外した場合は、その必要がなくなったときは原状に復しているかどうかを点検すること。

- オ 飛来、落下物、工事中の機器等の衝突により、メッシュシート、水平支持材等が

破損したものは、正常なものに取り替え、又は補修すること。

(2) 次のいずれかに該当するメッシュシートは使用しないこと。

- ア 網地又ははとめ部分が破損しているもの
- イ 品質表示が行われていないもの
- ウ (3) に規定する補修が不可能であるもの

(3) メッシュシートの補修は、次によること。

- ア 付着した異物等を取り除くこと。
- イ 汚れが著しいときはクリーニングをすること。
- ウ 溶接火花等による網地の破損部は、その網地と同等以上の性能を有する網地を用いて補修すること。

(4) メッシュシートの保管は、次によること。

- ア 乾燥した風通しのよい場所に保管すること。
- イ 仕上がり寸法の異なるものを同一場所に保管するときは区分けして行うこと。

3 使用上の注意

メッシュシートを使用するときは、次に定めるところによること。

- (1) メッシュシートは、水平に張って使用する墜落防止用の安全ネットとして使用しないこと。
- (2) 合成樹脂製のはとめの強度に影響を与えるトルエン等の有機溶剤を含有する塗料を使用して行う塗装作業においては、塗料が直接合成樹脂製のはとめに掛からないように行うこと。

別表7 安全ネットの性能

- 1 強度試験を行う場合の試験室の状態は、日本工業規格Z 8703（試験場所の標準状態）の第3類に規定する20°C±2°Cの温度及び65%±0.5%の湿度とすること。
ただし、試験室が上記の状態に保たれない場合は、試験時の温度及び湿度を付記すること。
- 2 安全ネット、網糸、縁綱及び吊綱の強度は、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の右欄に定める強度を有するものであること。

試験方法	強度
<p>(網糸の引張強度)</p> <p>安全ネットの網糸の引張強度試験は、次によるものとし、引張速度は15 cm/min～30 cm/minとする。</p> <p>(1) 網糸の試験片は、ネットに使用されている網地から切り取る。</p> <p>(2) 無結節ネットの網糸の引張強度試験にあっては、網糸の両端を網糸の径の5倍以上のドラムに巻き付けて行うものとし、ドラムの中心間距離は20 cmを標準とする。</p> <p>(3) ラッセルネットの網糸の引張強度試験にあっては、次の図に示す1本2節の状態で行う。</p> <p>(4) かえるまた結節ネットの網糸の引張強度試験にあっては、網糸のよりがほどけない状態で次の図に示す結び目（ループ結節）を試験片の中心に設けて行うものとし、試験片の有効長さは20 cmを標準とする。</p>	網糸の引張強度 (別表)

(別表) 安全ネットの網糸の新品時における引張強度は、次の表の値とする。

新品時における網糸の引張強度 単位 (kN)

網目の 大きさ (cm)	無結節網地		ラッセル網地		かえるまた網地	
	平均値	最小値	平均値	最小値	平均値	最小値
10	2.36 以上	2.16 以上	2.06 以上	1.87 以上	1.96 以上	1.77 以上
5	—	—	1.13 以上	1.03 以上	1.08 以上	0.98 以上
3.0	—	—	0.74 以上	0.69 以上	—	—
1.5	—	—	0.40 以上	0.35 以上	—	—

(注) 網目の大きさが 5 cm を超え 10 cm 未満のもの、3 cm を超え 5 cm 未満のもの及び 1.5 cm を超え 3 cm 未満のものにあっては、それぞれの値により求めた直線補間値以上とする。

(縁綱及び吊綱の引張強度試験)

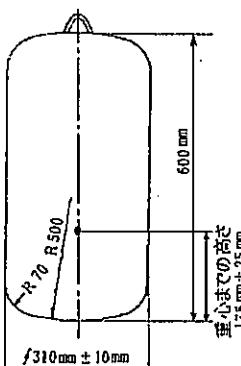
安全ネットの縁綱及び吊綱の引張強度試験は、引張速度を 15 cm/min ~ 30 cm/min で行うものとする。試験片は、ネットに使用されているロープから切り取るものとする。

最大引張強度が 14.7kN 以上であること。

3 安全ネットの落錘による性能試験

安全ネットの落錘による性能は、次表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の右欄に定める強度を有するものであること。

試験方法	強度
<p>(安全ネットの落錘による性能試験)</p> <p>安全ネットの落錘による性能試験の方法は、次によるものとする。</p> <p>(1) 安全ネットを四隅及び各辺の中間部で支持する状態で落錘試験設備のつり具に取り付け、安全ネットの中央部に質量が 90 kg の重錘を 0.75 L の高さから落下させること。この場合において、L は安全ネットの短辺長 (m) とする。</p> <p>(2) 落錘試験に用いる重錘の形状は、次の図に示すような円筒形のものとし、その軸心上の重心付近に加速度計を取り付ける。</p>	<p>1 減速度が 147m/s^2 以下であること。</p> <p>2 網地に著しい損傷及び貫通がないこと。</p>



基安安発0209第2号
平成24年2月9日

国土交通省大臣官房
技術調査課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について

日頃から、労働安全行政の推進に御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、足場からの墜落・転落災害の防止については、平成21年3月から施行している改正労働安全衛生規則に基づき、その徹底を図っているところですが、今般、厚生労働省においては、平成21年度及び平成22年度に発生した足場からの墜落・転落災害の発生状況をもとに、今後の足場からの墜落・転落災害の更なる防止に当たって留意すべき事項等をとりまとめた「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を別紙のとおり策定したところです。

つきましては、その趣旨及び内容を御理解いただくとともに、建設業関係団体、事業者への周知等に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、別紙につきましては、別途、都道府県及び指定都市の建設業担当部長あて周知していることを念のため申し添えます。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

第1 目的

足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、平成21年3月に改正された労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）に加え、関係通達に基づき、その徹底を図っているところであるが、これまでに平成21年度及び平成22年度に発生した足場からの墜落・転落災害の発生状況をもとに、これらの措置の効果について専門家による検証・評価を実施してきたところである。

当該検証・評価の結果、安衛則等に基づく足場からの墜落防止措置については、「墜落災害防止効果が高く、直ちにその強化を図る必要はない」とされているものの、足場からの墜落・転落災害を防止するためには、これらの措置の適切な実施はもとより、足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の徹底、床材や手すり等の緊結等を確実に実施するための点検の確実な実施、作業手順に基づく作業の実施や労働者に対する安全衛生教育の実施等労働者による不安全行動をなくすための対策の徹底など、設備的な墜落防止対策に加えて実施することが必要な事項について提言がなされているところである。

本要綱においては、上記の結果を踏まえ、今後の足場からの墜落・転落災害の防止に当たって、足場に関する各作業段階に応じた留意事項を示し、足場からの墜落・転落災害の一層の防止に資することを目的とする。

第2 足場からの墜落・転落災害発生状況の概要と留意

1 労働災害発生件数の推移について

ア 全産業における労働災害の発生件数は、死亡災害、死傷災害ともに長期的には減少傾向にあり、「墜落・転落」による災害についても減少傾向にあること。

イ 「足場からの墜落・転落」による災害は、全体的には減少傾向にあるものの、平成22年度は死亡災害が前年度と比較して増加に転じているほか、「足場からの墜落・転落」による災害が休業4日以上の死傷災害全体に占める割合や、「墜落・転落」災害全体に占める割合についても、減少傾向はあるものの、依然として高い水準で推移していること。

2 平成21年度及び平成22年度に発生した足場からの墜落・転落災害について

(1) 発生業種について

死亡災害、死傷災害とともに、約9割を建設業が占めているほか、建設業の中でも、「鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事業」、「木造家屋建築工事業」の2業種で建設業全体の半数以上を占めており、足場上での作業が多く行われる業種において多く発生していること。

(2) 墜落箇所の高さについて

安衛則上、墜落防止措置が義務付けられていない「2m未満」の箇所からの墜落・転落災害については、死亡災害に至った事案は年間1~2件にとどまっているが、死傷災害については全体の約4割を占めているなど、高さ2m未満の箇所における作業であっても墜落・転落によって被災する場合があること。

(3) 墜落時の作業の状況について

墜落時の作業の状況について見ると、「組立て等の際の最上層における作業」に係る災害が占める割合は、死傷災害では約20%であるにも関わらず、死亡災害では40%となっている。このような結果から、組立て等の際の最上層からの墜落・転落災害については、一度被災すると死亡に至る可能性が高いこと。

(4) 墜落防止措置や不安全行動等の状況について

足場からの墜落・転落災害の約9割は安衛則に基づく措置が適切に実施されていない足場で発生しているほか、安衛則に基づく墜落防止措置を適切に実施した足場において発生した災害についても、その大半に足場の外側をよじ登るなどの不安全行動や床材や手すりの取付けが不十分であるなどの構造上の問題が認められたこと。

第3 足場に関する各作業段階において留意すべき事項

検証・評価の結果、足場からの墜落・転落災害の防止に当たっては、安衛則に基づく墜落防止措置の徹底に加えて、以下の①から④の点に留意する必要がある旨が提言されている。このため、足場に関する各作業段階において、以下の1から5に掲げる事項に留意の上、足場からの墜落・転落災害の防止の徹底を図る必要がある。

- ① 各現場の実情に応じた安全対策を設計、計画の段階から検討する必要があること。
- ② 対策の検討に当たっては、特定の対策を一律に適用するのではなく、労働安全衛生法第28条第1項に基づく危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の観点を踏まえ、実際に足場上で行われている労働者の作業の実態等を十分に踏まえたものとすること。
- ③ 対策の検討に当たっては、作業性の低下や不安全行動等による新たなリスクの誘発等が生じないよう、本質的な安全対策を優先的に採用するよう努めること。
- ④ 検討した対策については適切な管理のもと、総合的にこれらを実施することが効果的であること。

1 足場を使用して作業を行う建築物、構築物等の設計・計画段階における留意事項

工事の対象となる建築物、構築物等の設計においては、足場上での高所作業ができるだけ少なくなるような工法を採用するよう努めること。

2 足場の設置計画段階における留意事項

(1) 足場の組立て等の際の最上層からの墜落・転落災害の防止について

- ア 足場の設置に当たっては、死亡災害に至る割合が高い「組立て等の際の最上層における作業」自体を少なくするため、高所での組立・解体作業を必要としない「移動昇降式足場」や、高所での組立・解体作業が従来より大幅に少なくて済む「大組・大括工法」の採用に努めること。
- イ つり足場など、組立て等の際における墜落・転落災害のリスクが高い足場については、組立て等の際に足場上での作業を必要としないゴンドラや高所作業車を用いた工法の採用についても検討すること。
- ウ 足場の組立て等の際に最上層で作業を行う場合には、設備的対策を優先的に採用するよう努めること。また、設備的対策の中で墜落防止効果の高い工法として、平

成21年4月24日付け基発第0424001号の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づく「手すり先行工法」を積極的に採用すること。

なお、「手すり先行工法」以外の設備的対策としては、参考資料に示したような対策があるため、足場の構造や現場の実情に応じ、これを参考とすること。

(2) 通常作業時等における墜落・転落災害の防止について

ア 足場上で行われる各種作業について、リスクアセスメントを実施し、その内容を踏まえた墜落防止措置を採用すること。

イ 足場からの墜落防止措置については、別添の1(1)に掲げる「より安全な措置」を積極的に採用すること。

なお、「より安全な措置」は、足場上で作業を行う労働者が墜落するすき間をなくすという観点から、安衛則第563条第1項第3号に基づく措置に加えて実施することが望ましいとされている措置であることから、別添の1(1)に掲げる措置に限らず、足場上での作業の状況や現場の実情に応じて「防音パネル」や「ネットフレーム」、「金網」等を用いてこれらの措置と同等の墜落防止効果が得られるような場合も含まれるものであること。

ウ 足場を設置する際に作業床と建地とのすき間を少なくすることは、安衛則第563条第1項第3号に基づく措置や別添の1(1)に掲げる措置の効果を高めるものであるため、別添の1(2)に掲げる措置を積極的に採用すること。

なお、上記の措置には、足場上での作業の状況や現場の実情に応じて具体的に以下のようないくつかの措置が含まれるものであること。

(ア) 900mm幅の建わくを用いて設置するわく組足場について、床材と建地との隙間が最小となる組合せの床付き布わくを2枚設置すること。

(イ) L字型の幅木を設置すること。

(ウ) 複数の床材を組み合わせて設置したにも関わらず、建地とのすき間が空く場合には、十分な高さがある幅木を床材とのすき間が生じないように傾けてしっかりと固定すること。

(エ) 複数の床材を組み合わせて設置したにも関わらず、建地とのすき間が空く場合には、小幅の板材をすき間に敷き詰めること。

エ 足場の昇降設備については、安衛則第526条や第552条に照らし適切なものとし、計画段階においては、足場上での作業状況を踏まえ、適切な位置に適切な数の設備が設置されるよう配慮すること。

また、通常の「昇降階段」の設置が困難な場合には、ハッチ式の床付き布わくと昇降はしごを組み合わせた昇降設備を設置する等により、「足場の外側をよじ登る」、「昇降禁止の場所から足場の外側を伝って降りる」等の「不安全行動」を誘発させないものとすること。

3 足場の組立て等の作業段階における留意事項

(1) 足場の組立て等に係る作業手順の作成及びこれに基づく作業の実施について

ア 上記2により作成した足場の設置計画に応じ、足場の組立て等の作業に当たっての具体的な作業手順を定め、労働者に対して周知し、これに基づく作業を徹底させ

ること。なお、作業手順には、安衛則第 564 条第 1 項第 1 号に掲げる事項のほか、設置する足場の種類に応じた組立方法など足場の組立て等の作業に当たって必要な事項を含めること。

イ 作業手順については、作業進行によって発生する問題点や現場の実情を踏まえ、必要に応じこれを見直すこと。

(2) 作業主任者について

ア 高さ 5m 以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「足場の組立て等作業主任者」(以下「作業主任者」という。) を選任し、安衛則第 566 条各号に定める事項を行わせること。

イ 特に、検証・評価の結果、安全帯を着用していたにも関わらず、これを使用していないかったために墜落した事案が多數認められたことから、作業主任者には安衛則第 566 条第 4 号に基づき、安全帯の使用状況の監視等を徹底させること。また、使用させる安全帯については、同条第 2 号に基づき、作業主任者にその機能の点検等を行わせること。

ウ 高さ 5m に満たない足場の組立て等の作業に当たっても、安衛則第 529 条に基づき、作業を指揮する者を指名し、上記に準じた事項を行わせること。

エ 作業主任者については、技術革新の進展や新たな機材等に対応した作業管理を適切に講ずることができるよう、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めること。

(3) 安全帯の使用について

ア 労働者に安全帯を使用させる場合には、安衛則第 521 条に基づき、適切な安全帯取付設備等を設置すること。

イ 足場の組立て等の作業において、労働者が足場の最上層で作業を行う際には、あらかじめ安全帯取付設備等を設置すること。

ウ 検証・評価の結果、安全帯は使用していたものの、その掛け替え時に墜落した事案が複数認められたため、足場の組立て等作業時においては「安全帯の二丁掛」を基本とすること。

エ 特殊な形状の足場の組立・解体や、建物や足場の形状から墜落時に労働者の救出に時間を要する場所での作業においては、原則としてハーネス型安全帯を使用すること。

(4) 手すり先行工法について

ア 「手すり先行工法」を用いた足場の組立て等の作業を行う場合には、上記(1)により作成する作業手順についてはガイドラインを踏まえた適切な内容とすること。

イ 「手すり先行工法」を採用した場合であっても、足場の妻側や軸側には先行手すり部材を設置しないことが一般的であるため、先行手すり部材のみに依存するのではなく、安全帯を併用すること。なお、先行手すり部材に安全帯を取り付ける場合には、足場上での移動に伴い、安全帯の掛け替えが生ずるため、上記(3)に示した「安全帯の二丁掛」を基本とすること。

(5) 足場の点検について

ア 墜落防止措置も含め、適切に計画された足場が計画どおりに設置されていることを確認することは、足場の組立て又は変更後に足場上で作業を安全に行う上で極めて重要な事項であるため、足場の組立て等の後には安衛則第 567 条第 2 項等に基づ

き、足場の点検及び補修を実施するとともに、その結果について記録・保存を行うこと。

イ 点検実施者については、別添の3(3)に準じて、十分な知識・経験を有する者を指名するとともに、点検に当たっては足場の種類に応じたチェックリストを作成の上、これを活用すること。

4 足場上で作業を行う段階における留意事項

(1) 足場上で作業に係る作業計画の作成及びこれに基づく作業の実施について

ア 足場上で行われる作業に係る作業計画の作成に当たっては、①足場上の作業箇所や作業範囲、②作業に伴う手すり等の取り外しの有無及びその際の作業方法、③取り外した手すり等の復旧等に関する内容を含めることとし、当該作業計画に基づく作業を徹底すること。

イ 検証・評価の結果、資材の運搬等の際に手すり等を臨時に取り外し、又は手すり等から身を乗り出して作業を行っていた際に墜落した事案が複数認められたため、上記の作業計画の作成に当たっては、手すり等の取り外しや身を乗り出しての作業を行う必要がないような作業方法の採用を検討すること。

ウ 設置された足場上で作業を行った場合において、①不安全行動や無理な姿勢となることが想定される場合、②作業計画では想定していなかった手すり等の取り外しを行う場合等については、特定元方事業者の担当者や職長等当該足場を使用する労働者の責任者に報告させることとし、労働者個人の判断でこれを行わせないよう徹底すること。

(2) 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合について

ア 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合には、安衛則第563条第1項第3号ただし書きに基づき、安全帯の使用等により労働者の危険を防止するための措置を講ずること。

イ 手すり等を臨時に取り外して作業を行っている箇所については、必要に応じ、立ち入り禁止措置を講ずることにより、作業と直接関係のない労働者が通行することによる墜落の危険を防止すること。

ウ 臨時に取り外した手すり等については、上記(1)により作成する作業計画に基づき、作業の終了後、直ちに元の状態に戻すとともに、これが確実に行われていることを職長等当該足場を使用する労働者の責任者に確認されること。

(3) 安全帯の使用について

労働者に安全帯を使用させる場合には、上記3(3)に準じた対策を行うこと。

(4) 足場の点検について

ア 一般に足場上では様々な作業が行われ、手すりや交さ筋交い等の墜落防止措置が一時的に取り外されることも多く、墜落防止措置が適切な状態で維持されていることの確認は、足場上で作業を安全に行う上で極めて重要な事項であるため、日々の作業開始前には安衛則第567条第1項に基づき、点検及び補修を実施すること。なお、つり足場以外の足場についても、必要に応じ、安衛則第567条第2項各号に掲げる足場の構造等に関する事項についても併せて確認し、問題が認められた場合には補修を行うこと。

イ 点検実施者については、別添の 3(3)に基づき、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

5 その他

(1) 労働者に対する安全衛生教育等の実施について

検証・評価の結果、安衛則に基づく措置は実施していたにも関わらず被災した事案の 8 割以上に労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備等が認められているため、上記 2 から 4 までに記載した作業手順の作成や点検の実施等の対策に加え、雇入れ時教育や新規入場者教育、朝礼時のミーティング等の場において安衛則に基づく措置を実施していなかった足場で災害が多発していることを教示するとともに、不安全行動等を伴う災害の事例等を紹介するなど、安衛則に基づく措置の効果と不安全行動等による問題点についても労働者に理解させること。

(2) 足場の作業床の常時有効な状態の確保について

足場の作業床上に資材や工具が散逸していることは、物体の落下による危険のみならず、労働者がつまずくことによる墜落も懸念されるため、足場の作業床上で作業を行うに当たっては、資材や工具の整理整頓に努め、作業床を常時有効な状態にしておくよう努めること。

(3) 労働者の健康管理等について

猛暑による疲労の蓄積や睡眠不足等が足場上での作業に影響を及ぼすことも懸念されるため、健康管理の徹底を図るとともに、必要に応じ、朝礼時における点呼等により健康状態の把握に努め、必要に応じ、作業配置の見直しを行うことなどについても配慮し、足場からの墜落・転落災害の防止に努めること。

第4 各主体における留意事項

1 建設工事の発注者が留意すべき事項

建設工事の発注に当たっては、上記第 3 の 1 に掲げる事項に配慮するとともに、足場からの墜落防止対策に必要な経費についても配慮すること。

2 特定元方事業者が留意すべき事項

ア 特定元方事業者については、労働安全衛生法第 31 条に基づき、自ら使用する労働者による墜落・転落災害防止の観点のみならず、注文者の立場として各種の措置が義務付けられていることを踏まえ、上記第 3 の 2 から 5 に掲げる事項に留意するとともに、関係請負人が下記 3 及び 4 に掲げる措置を講ずるために必要な経費についても配慮すること。
イ 特定元方事業者以外の元方事業者についても、上記に準じた対策を行うこと。

3 足場を設置する事業者が留意すべき事項

ア 足場の設置計画の作成、足場の組立て等の作業の実施に当たっては、上記第 3 の 2 及び 3 に掲げる事項に留意すること。
イ 建設工事のように複数の事業者が同一の足場を使用することが想定される場合には、必要に応じ、足場上で作業を行う事業者とも協議の上、作業の実情に応じた足場の設置に努めること。

4 足場を設置する事業者以外の事業者が留意すべき事項

労働者に足場上で作業を行わせる際には、足場を設置する事業者でなくとも安衛則第563条第1項第3号、安衛則第567条等に基づく措置の実施義務があることから、上記第3の4及び5に掲げる事項に留意すること。また、足場の墜落防止措置等に問題が認められた場合には、元方事業者と協議の上、必要な措置を講ずること。

5 足場に関連した作業を行う労働者が留意すべき事項

- ア 足場からの墜落防止措置は、労働安全衛生法令上、事業者に実施義務があるが、事業者から安全帯等の使用を命ぜられた場合等には、労働者はこれに従う義務があることに留意すること。
- イ 検証・評価の結果、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業があった場合には、安衛則に基づく措置を実施しているにも関わらず被災している事例が複数あることに留意の上、定められた作業計画、作業手順等に基づき作業を行うこと。

6 労働災害防止団体、関係業界団体が留意すべき事項

- ア 労働災害防止団体、関係業界団体は上記に掲げる事項を各事業者が適切に実施できるよう、各種の指導・援助を実施すること。
- イ 検証・評価の結果、足場からの墜落・転落灾害の9割以上に安衛則に基づく墜落防止措置の不備が認められたことから、あらゆる機会を捉え、関係事業者の遵法意識の向上に努めること。

7 足場機材メーカーが留意すべき事項

- ア 足場ユーザーの要望を踏まえた適切な機材の開発に努めること。
- イ 必要とされる足場機材の安定供給に努めること。

8 行政が留意すべき事項

- ア 建設現場等足場が設置されている事業場等に対する個別指導や集団指導等の際はもとより、足場の設置計画の受理時、労働者死傷病報告受理時等あらゆる機会を捉え、事業者に対して上記内容に基づく指導を徹底するとともに、労働災害防止団体、関係業界団体等と連携し、足場からの墜落・転落灾害防止対策の更なる推進を図ること。
- イ 委託事業等を活用し、中小建設事業者等が施工する建設現場に対する指導・支援を行うことにより、安全な足場の一層の普及を図ること。

安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について

1 足場からの墜落災害防止に関する「より安全な措置」について

(1) 足場からの墜落災害を防止するため、以下の措置を講じることが「より安全な措置」であること。

① わく組足場にあっては、次のような措置を講じること。

a 交さ筋かい及び高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん若しくは高さ 15 センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備に加え上さんを設置すること。

b 手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置すること。

② わく組足場以外の足場にあっては、次のような措置を講じること。

手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。

(2) 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地（脚柱）とすき間をつくらないように設置すること。

2 手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用

足場の組立て、解体時及び使用時の墜落災害を防止するため、平成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424002 号「手すり先行工法に関するガイドライン」についてにおいて示された「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。

3 足場等の安全点検の確実な実施

(1) 足場等の点検（「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく点検を含む。）に当たっては、別添に示す足場等の種類別点検チェックリストの例を参考に各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。

(2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。

(3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

(別添)

足場等の種類別点検チェックリストー()足場用ー(注1)

足場等点検チェックリスト

工事名()事業場名()工期(~) (注2)

点検者職氏名()年月日(注3)

点検実施理由(悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後)(その詳細)

足場等の用途、種類、概要() (注4) () (注5)

点検事項(注6)	点 檢 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛け渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 墜落防止設備(則第563条第1項第3号イからハまでの設備)の取りはずし及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取りはずしの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りようとつり素との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

(注 1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に關してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注 2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第 567 条第 3 項、第 575 条の 8 第 3 項、第 655 条第 2 項及び第 655 条の 2 第 2 項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注 3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注 4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第 567 条第 2 項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注 5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ(高さ×幅、層数×スパン数)及び設置面等の概要も記入すること。

(注 6)

点検事項は、労働安全衛生規則第 567 条第 2 項の第 1 号から第 9 号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注 7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者のみならず、元請け、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注 8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注 9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注 10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注 11)

手すり、中さん等の墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけではなく、その取付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

点検の内容例 一わく組足場用-

点検事項	点 檢 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床付き布わくは、建わくに隙間なく設置されているか ⑤・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部にゆるみはないか ⑤・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント、アームロック）に損傷、腐食はないか ③・・・・
4 墜落防止設備（則第 563 条第 1 項第 3 号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無	①交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわくの脱落はないか ③交さ筋かいピンは確実にロックされているか ④交さ筋かいは全層全スパン両面に設置されているか ⑤妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑥・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①交さ筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建てわく、布わく、交さ筋かいに変形、損傷はないか ②・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

点検の内容例 一単管足場用一

点検事項	点 檢 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は腕木にゴムバンド等で確実に固定されているか ④床材は、建地に隙間なく設置されているか ⑤・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、単管ジョイント等で確実に接続されているか ③布、腕木は専用緊結金具で確実に取り付けられているか ④建地、布、腕木の取付部にゆるみはないか ⑤・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント等）に損傷、腐食はないか ③・・・・
4 墜落防止設備（則第 563 条第 1 項第 3 号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は 計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは 85 (90) センチメートル以上か ⑤中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か ⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②・・・・
9 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	斜線

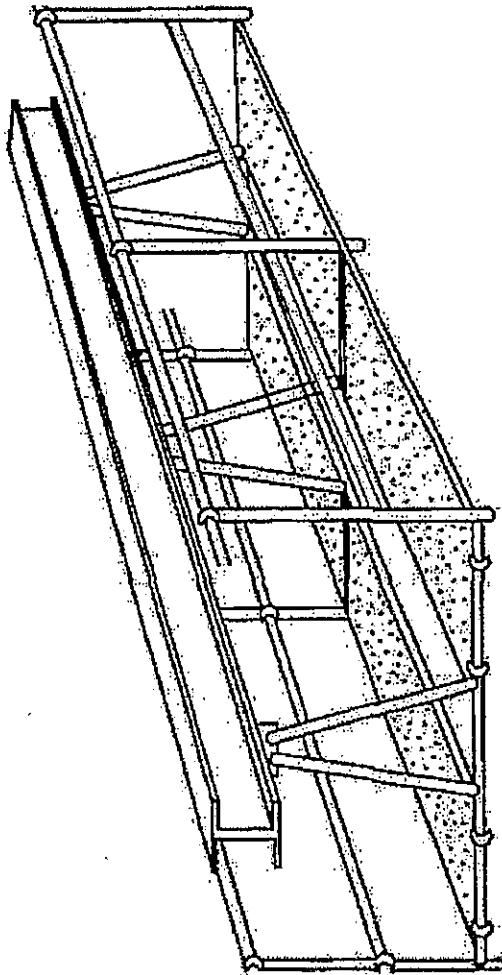
点検の内容例 ～くさび緊結式足場用～

点検事項	点 檢 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床付き布わくは外れ止めが確実にロックされているか ④床材は、建地に隙間なく設置されているか ⑤・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、抜け止めピン等で確実に接続されているか ③布のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ④腕木のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ⑤建地、布、腕木の取付部にゆるみはないか ⑥・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント等）に損傷、腐食はないか ③・・・・・
4 墜落防止設備（則第 563 条第 1 項第 3 号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は 計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは 85 (90) センチメートル以上か ⑤中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か ⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②・・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

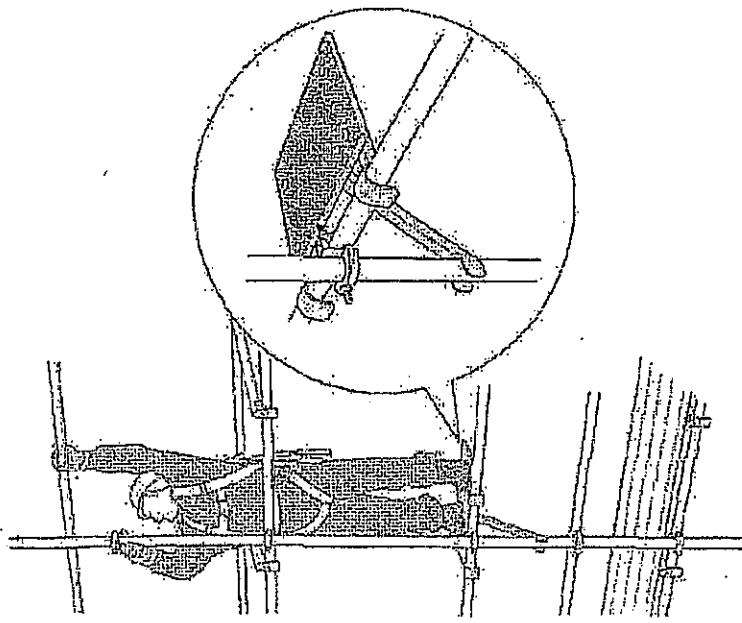
点検の内容例 一つり（棚）足場用一

点検事項	点 檢 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は根太、つり桁に番線等で確実に固定されているか ④床材は、隙間なく設置されているか ⑤
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①根太、つり桁の設置状態は計画通りか ②根太はつり桁に緊結金具等で確実に固定されているか ③根太、つり桁に変形、損傷、腐食はないか ④
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②
4 墜落防止設備（則第 563 条第 1 項第 3 号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木（側板）の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは 85 (90) センチメートル以上か ⑤中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か ⑥
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木（側板）、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥
6 脚部の沈下及び滑動の状態	
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①筋かい、控え、振れ止めの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、振れ止めは取り外されていないか ③
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	
9 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	①チェーンリンク等のつり部材、つり元金具、フックに亀裂、変形、腐食はないか ②つりチェーン間隔は設計どおりか ③つり金具はつり桁と確実に固定されているか ④

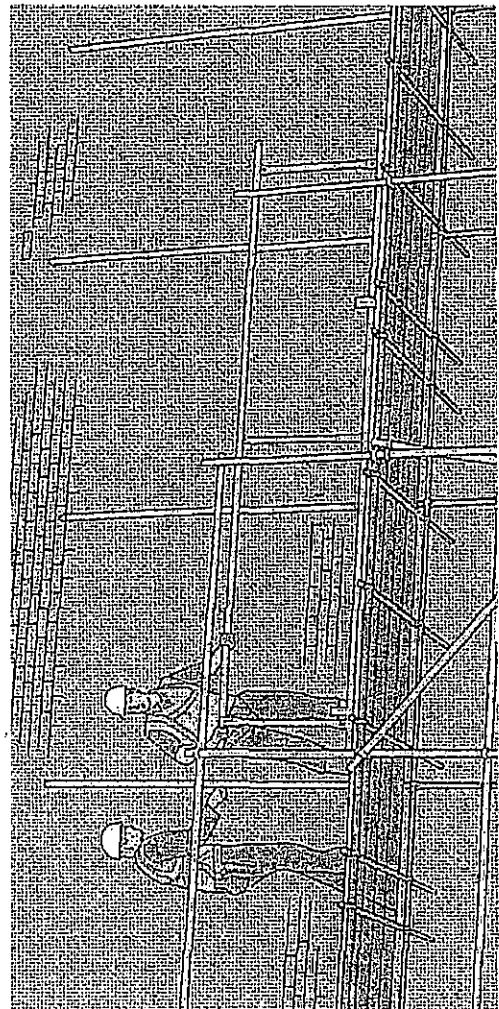
○足場の組立て等の作業時における設備的な墜落防止措置の例



例 1：鉄骨部材にあらかじめ取り付けられた「つりわく足場」



例 3：作業台を用いた先行的な手すりの設置
“Step Up System”



例 2：水平方向にスライドする先行手すりわく
“Advanced Guardrail System(Horizontal application)”

出 典
例 1：「鉄骨組立作業指針」(建設業労働災害防止協会)
例 2 及び 3：「SG4:05 Appendix A Interim Guidance on Collective Fall Prevention System in Scaffolding」(NASC 英国通路足場連盟)

参考資料

○ 労働安全衛生規則

(計画の作成に参画する者の資格)

第92条の3 法第88条第5項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、別表第9の状欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

《別表第9（抄）》

工事又は仕事の区分	資格
別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事	<p>一 次のイ及びロのいずれにも該当する者</p> <p>イ 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 足場に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に三年以上従事した経験を有すること。</p> <p>(2) 建築士法第十二条の一級建築士試験に合格したこと。</p> <p>(3) 建設業法施行令第二十七条の三に規定する一級土木施工管理技術検定又は一級建築施工管理技術検定に合格したこと。</p> <p>ロ 工事における安全衛生の実務に三年以上従事した経験を有すること 又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。</p> <p>二 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木又は建築であるもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>